

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和元年12月9日（月）午前9時30分
閉会日	令和元年12年9日（月）午前11時14分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 青山直道 伊藤真規子 岡崎つよし 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 川本晋司 次長兼長寿課長 中野智夫 福祉課長 若杉雅弥 課長補佐（障がい福祉、福祉協働担当）兼福祉協働係長 山田美代子 課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）粕谷庸介 課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長 遠藤健一 いきいき長寿係長 山田克仁 地域支援係長 稲垣道生 子ども部長 浅井雅代 調整監 青木健一 次長兼子ども未来課長 門前 健 子ども家庭課長 出口史朗 課長補佐(家庭担当)兼家庭係長 鈴木晶子 計 14 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 議事係長 吉田菜穂子
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 54 号 長久手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

福祉課長 議案第 54 号について説明

わたなべ委員 最近災害が多く発生し、復興庁、内閣府、県で対策が講じられていることに伴う条例改正か。

福祉課長 今般、多くの災害があったため、内閣府等で審議がされ、被災者の負担軽減のため、法律が一部改正されたことによる条例改正である。

大島委員 新たに被災者の充実を図ることを目的とするということであるが、具体的にどのような充実策が改正されたのか。

福祉課長 災害援護資金の貸付けを利用した際に、資金を 10 年間で償還することとされていたが、生活再建が思うようにいかず支払い期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合は、償還金の支払いを猶予することができるという規定が法律として改正された。被災者の負担軽減を図るものである。

大島委員 どのような支払いの猶予なのか。

福祉課長 6 月の条例改正で、半年賦償還、月賦償還等ができる規定に改正されたが、支払い期日までに支払えない場合は、1 年間の支払猶予の規定が設けられた。1 年間で償還できない場合は、再度同じ申請をしてもらうことになる。

質疑及び意見を終了

討論

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 55 号 長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

子ども家庭課長 議案第 55 号について説明

わたなべ委員 今回は条例を改正するのみで家庭児童相談室の業務としては既に対応済みとのことであったが、詳しい説明をしてほしい。

子ども家庭課長 要保護児童に係る相談、援助及び指導については、現行では設置運営要綱に基づき家庭児童相談室の業務となっている。本条例の規定が不要となるため改正が必要となった。

大島委員 子育て支援センターの業務としては変わらないということによいか。

子ども家庭課長 要保護児童に関する業務は、子育て支援センターから子ども家庭課の家庭児童相談室の業務となる。

なかじま委員 子育て支援センターが要保護児童に関する相談を受けた実績はあるか。

子ども家庭課長 昨年度までは、子育て支援センターが相談を受けており実績はある。現在は、家庭児童相談室が相談を受けている。

なかじま委員 子育て支援センターに要保護児童に関する相談者が来た場合に、条例改正前と条例改正後でどのように変わるのか。

子ども家庭課長 昨年度は、要保護児童の相談は子育て支援センターで受け付けていた。今年度は、要保護児童の相談は家庭児童相談室で行うので、子ども家庭課で受け付けることになる。

子ども部長 補足であるが、今年度、福祉部から独立し子ども部となったため規定を整理し、家庭児童相談室は、子ども家庭課で所管することとなった。子育て支援センターの条例にも、家庭児童相談室設置運営要綱と同じ業務があったため、子育て支援センターの条例の方を削除する改正をする。

大島委員 イケアから子育て支援センターに家具等寄付があり、状況を視察した時、家庭児童相談室という看板があったと思うが、その時は2か所で相談を受けていたのか。

子ども家庭課長 イケアから家具等寄付されたのは今年度で、家庭児童相談室の看板は子ども家庭課にあった。

なかじま委員 子育て支援センターは土曜日に開所しているが、子ども家庭課での要保護児童の相談の対応はどのようなか。

子ども家庭課長 子ども家庭課で、要保護児童の相談について、土曜日は受け付けていないが、緊急であれば、連絡が入りすぐ対応できる体制は整っている。

質疑及び意見を終了

討論

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

所管事務調査

1 介護保険について

(1) 財源の構成、介護保険の仕組み及び現状

長寿課長 資料1について、介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担を除き、約半分を公費で残り半分を40歳以上の被保険者の保険料で賄われている。本市は全国平均に比べ後期高齢者が少なく、所得の高い被保険者が多いため、国からの調整交付金が交付されていない。本来、調整交付金が交付されると、国の公費として5パーセント分が加算されるが、本市の場合は第1号被保険者の保険料に5パーセントが負荷されている。

資料2については、介護保険特別会計の全体の各年度の決算額である。19年間で全体の総事業費が4倍になっている。それにより第1号被保険者の保険料が上がっている。

資料3については、要介護及び要支援認定者数と要介護状態区分とおおむねの目安である。

資料4については、要支援・要介護認定者の状況である。本市の特徴としては要支援1から要介護2の比較的軽度の増加が著しく、特に要介護1は2.2倍となっている。

資料5については、長久手市介護認定審査会における認定有効期間で本市は4つの合議体がある。最長有効期間が改正後には要介護4から5の認定結果の方は24か月から36か月となった。すべて認定を受けるには主治医の意見書が必要であり負担があるため軽減緩和の必要があるとされている。

わたなべ委員 介護保険料が1割から3割の人数はどのようか。

長寿課長 人数は後ほど確認してお答えする。利用者負担割合の考え方としては、資料の「すこやか介護保険」6頁で所得により割合が決まる。

わたなべ委員 今後、要介護1、2の方のサービスが市の総合事業に移行することが方向づけられているがどのようなサービスになるのか。

長寿課長 要介護の方のサービスの一部が総合事業に移行することは聞いているが正式に決定はされていない。要介護1、2の方のサービスとして通所サービスとホームヘルパーの中の家事援助サービスが議論されている。正式に決まれば要支援の枠組のなかに新しいサービスを市として考えていく必要がある。状態が重い方も専門職のサービスではなく地域のサロン活動やサークル活動の中で委託としてやっていけるか、また、ワンコインサービスのように資格を持たない方であっても家事援助サービスができるよう考えていかなければならない。

なかじま委員 資料1の第1号被保険者の保険料は調整交付金が交付されないため5パーセント負担されているが、第2号被保険者の保険料の割合の27パーセントはどのようなか。

長寿課長 第7期介護保険事業計画においては、27パーセントで変わらない。「長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の9頁から10頁に原則として第1号被保険者と第2号被保険者は合わせて50パーセントである。本市の状況としては、介護保険ができた当初は第1号被保険者の負担割合は17パーセントであった。残りが第2号被保険者の負担割合となる。3年ごとに第1号被保険者の負担割合が1パーセントずつ増加している。保険料算出の際の上がる要因の一つと思われる。

なかじま委員 第2号被保険者の保険料の27パーセントは変動するのか。

地域支援係長 第1号被保険者と合わせて調整交付金が交付されない状態だと第2号被保険者の27パーセントとなり計画としては変わらない。

大島委員 第2号被保険者の保険料は住む市町村によって違うのか。

長寿課長 第2号被保険者の保険料は各市町の保険料の基準額とは連動していない。国が決めている。

なかじま議員 資料3の要介護・要支援認定者数の人数は、女性が男性の2倍となっているが、介護度・要支援度別の男性と女性の人数はどのようなか。

長寿課長 差が大きいところで要支援2は207人のうち男性55人、女性152人で女性は男性の3倍となっている。要介護5は133人のうち男性が39人、女性が94人で女性は男性の3倍近くとなっている。

野村委員 資料5の最長有効期間について、介護認定を受けると24か月は介護度に応じたサービスを受けられるのか。24か月後には介護認定の調査をするのか。

長寿課長 介護認定の有効期間中は、介護度に応じたサービスを受けられる。また、有効期間の終了日の2か月前に更新の申請を郵送で案内をしている。24か月

の間に本人の状態が変わる場合は、すみやかに区分変更の申請を出してもらい介護認定の変更したプランの内容に組み替える。

野村委員 骨折で入院した場合に介護認定を受け、半年で治った場合、何も手続きしなければ残りの期間もサービスが受けられるのか。

長寿課長 回復期の終わり頃をみはからい訪問調査を行う。退院時の本人の体の状況をイメージし、場合によっては、退院直後にヘルパーサービスが必要であればわかった時点で介護認定の申請をしてもらい調査し、退院の段階で必要なサービスが組み入れられるようにしている。

なかじま委員 申請から認定までどれくらいかかるか。認定がされる前にサービスは利用できるのか。

長寿課長 国のルールは30日以内である。本市の場合は30日弱である。愛知県下では早い方で、高齢化が進んでいる自治体では30日で認定できてないのが現状である。このような状況をふまえ、認定期間の最長有効期間を長くし、必要に応じて区分変更するような流れがこれからも続いていくと予想されている。

課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長

更新の場合は、日付けをもって調整する。新規の場合は、申請した時点で判断する。30日後に認定されてもさかのぼって利用することができる。区分変更も同じである。

長寿課長 ただし、認定申請で非該当という結果が出た場合は自己負担となる。

大島委員 資料3の要介護状態区分とおおむねの目安は認知症の方も含まれているのか。

長寿課長 あくまで目安で認知症に特化はしていない。体の状態が良い、悪い、認知症がある、ないという双方の指標が認定調査員の聴き取り項目としてあり、全項目をコンピュータに入力し介護度を出す。認知症も含め介護の重い軽い介護の手間がどれだけかかるかを数値化する。

木村委員 介護度は歳を重ねるごとに上がっていくと思うが、本人の努力で介護度が下がった方の人数はどのようなか。

長寿課長 人数は把握していない。

わたなべ委員 今後、介護保険が変わることが予定されているが、介護申請する際のケアマネージャーは自己負担になるのではないか。

長寿課長 ケアマネージャーのサービスにかかる自己負担は現在ない。第7期から第8期に移る計画では見送ったと聞いている。

わたなべ委員 保険料を払えず介護保険を使わない方へのフォローは市としてあるのか。

長寿課長 生活が苦しい方は生活保護に案内する場合と介護保険料の軽減でよい場合は、国の制度の基準に基づき対応している。

わたなべ委員 介護保険料は払っているが自己負担をしないように我慢をしている方もいると思うが、市のサロンなどの独自のサービスの紹介はしているか。

長寿課長 サロン活動等も介護サービスと合わせて居場所となるよう市としてなにができるかを考えていく。

なかじま委員 「長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の23頁の認定者数と認定率の推移で、2020年から2025年までの5年間で2.5パーセント上がると推計され、加速度的に認定者数が増えているが、歳出の総額も同じように増加するイメージか。

長寿課長 介護保険の計画は3年に1回決めていくため2025年は団塊の世代が75歳になり、元気な高齢者がリスクある高齢者になるため、介護保険サービスの利用が増える。その時に保険料が急激に上がらないように基金を積んでいる。保険料も年々上がっているが他の市町よりさらに多く積む必要がある。1頁のグラフから75歳以上は2015年から比べ2035年で2倍、2040年で2.2倍と増えていくため、基金については使うことも必要だが貯めることも考えていく必要がある。

<10:35 休憩>

<10:45 再開>

(2) 利用者の自己負担と事業者への給付費の関係

長寿課長 先ほどのわたなべ委員の質問の今年度の介護認定を受けている方の中で利用負担が1割から3割の人数について、所得が確定した8月で総人数は1,329人、1割が1,101人、2割が107人、3割が121人である。

課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長

資料6の週間サービス計画表について、要介護1の方の1週間の状況を記したものである。週3回通所介護を利用し、1回訪問看護を利用している。区分支給限度額については単位によって利用の状況を確認する。単位のおおよそ10倍が金額である。合計利用単位に対し利用負担割合が自己負担となる。

資料7の週間サービス計画表について、要介護4の方の1週間の状況を記したものである。主に毎日介護サービスを利用している。区分支給限度額については、資料6の倍となっている。福祉用具貸与として車いす等、短期入所生活、訪問介護を利用している。資料6と資料7を比べると、介護度が高い方はサービス利用も多く自己負担も多くなる。

なかじま委員 資料の枠外の合計利用単位及び自己負担分は1か月分でよいか。

課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長

週間サービス計画表の1週間のサービスの利用頻度を1か月とした合計利用単位及び自己負担分である。

なかじま委員 資料の「すこやか介護保険」の6頁に高額になった時の利用者負担の上限があり、資料7の要介護4の方だと2割から3割も上限を超えている。その場合、自己負担額の上限を超えている分はどうなるのか。また、財源はどのようなか。

課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長

自己負担額の上限を超えた場合は、一旦、利用料は払ってもらい、後ほど市から申請の案内を送付し、申請されたら上限を超えた分を返す仕組みとなっている。

長寿課長 資料1の介護保険サービスの財源構成の円グラフの標準給付費の一つのサービスであるため、一旦、市の予算から返すが、この予算は、国、県、市の公費と第1号及び第2号被保険者保険料が充てられる。

課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長

補足であるが、市の負担はあくまで12.5パーセントである。

大島委員 資料6と資料7が手書きとなっている理由を説明してほしい。

長寿課長 居宅介護支援事業所が実際に使っている様式の一つであり、それを用いてわかりやすくサービスごとの単位を市が記入した資料となっている。

わたなべ委員 介護認定申請で非該当になった場合、自己負担はどこから出すのか。

長寿課長 非該当であっても通常の保険料は支払う必要があり、サービスを利用する場合は自費となり10割負担となる。市から高額費で返す対象とはならない。

なかじま委員 週間サービス計画表の枠外に福祉用具貸与があるが、資料の「すこやか介護保険」8頁の11項目の貸与物品に対して全国平均の価格が公表されていて利用できる制度だったと思うが、貸与物品の利用期間によっては、貸与より購入した方が安くなる場合もあると思われるが、貸与物品を貸与した方の人数と利用期間の統計はとっているか。

長寿課長 統計はとっていない。レンタル以外にも衛生面の物品については、特定福祉用具として原則購入することになる。手すりや廊下とトイレに段差をなくすなどの場合は住宅改修できることになる。

なかじま委員 車いすを借りてる人の人数は調べられるのか。

長寿課長 国保連合会を通して給付内容の確認はできるが、そのような資料の有無はわからない。

大島委員 住宅改修費支給は所得により上限20万円は非課税世帯のみか。

長寿課長 介護保険制度であるため課税非課税関係なく利用できるサービスである。それと別で市単独補助事業として所得条件により上限30万円の補助金事業がある。条件によっては、両方のサービスを利用することができる。

わたなべ委員 資料の「すこやか介護保険」15頁の特別徴収と普通徴収について、月に1

万5,000円以上の方が普通徴収であるか。

長寿課長 特別徴収は年金が年額18万円以上の人で国保連合会を通じて年金から介護保険料が天引きされる。普通徴収は年金が年額18万円未満の人である。

わたなべ委員 滞納期間に応じて措置がとられているが、本市では滞納によって措置がとられている方の人数はどのようなか。

課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長

市から高額介護などの給付の際に、介護保険料の未納があれば給付を一時止めて、納付してもらうよう手紙を送付する。サービスの利用を止めることは今のところない。

委員長 その他質疑はないようなので所管事務調査を終了する。

委員派遣について

委員長 令和2年1月21日、22日の2日間で所管事務調査を実施する。1月21日午後1時30分から大阪府箕面市教育センターにおいて、「小中学校ICT教育について」、1月22日午前10時から滋賀県草津市役所において、「草津市立発達支援センター「湖の子園」の運営について」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることとしてよろしいか。

<異議なし>

委員長 異議なしと認める。については、所管事務調査のため1月21日、22日の両日、大阪府箕面市及び滋賀県草津市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前11時14分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和元年12月9日

教育福祉委員会委員長 大島令子